

# 役員報酬規程

社会福祉法人 白老宏友会

社会福祉法人 白老宏友会  
役員報酬規程

(目的及び適用範囲)

- 第1条 この規程は社会福祉法人白老宏友会定款二三条に定めるところの理事長及び常務理事に支給する役員報酬について定めることを目的とする。
- 2 役員報酬規程の適用範囲は理事長・常務理事とする。
  - 3 この規程の適用を受ける勤務場所は、白老宏友会の各事業所及び理事会等開催場所とする。

(報酬の種類)

- 第2条 報酬は、俸給及び通勤手当とする。

(報酬の支給)

- 第3条 報酬は、その金額を理事長・常務理事に現金で支払うか、本人の希望により指定の本人名義の預金口座へ振込方法をとることができる。ただし、職員と兼務する者は職員給与規程において支給し、報酬は支給しない。

(支給日)

- 第4条 非常勤役員の俸給、通勤手当はその月の分を翌月10日に支給する。ただし、支給日が土曜、日曜、祝祭日に当たるときは支給日の前日に支給する。

(報酬及び勤務時間、勤務内容)

- 第5条 報酬額及び勤務時間は次のとおりとし、勤務の際には出勤簿に押印することとする。

勤務区分	報酬額	勤務時間
半日勤務	6,000円	① 9:00~12:00 ② 13:00~16:00
1日勤務	12,000円	9:00~16:00

- 2 勤務内容については、各事業所での決裁事項及び事業運営等の打合せを行う。

(通勤手当)

- 第6条 通勤手当は次のとおりとする。
1. 鉄道を使用した場合の通勤運賃、特急料金による。
  2. 車賃を使用した場合の通勤経路の1キロメートルにつき37円とする。  
また、片道50キロメートルを超える通勤において高速道路を使用した場合は高速使用料については実費額とする。
  3. 通勤手当の算定のため、通勤届を本部事務局へ提出することとする。

(実施に必要な事項)

- 第7条 この規程に関し必要な事項は別に理事長が定める。

附 則

- この規程は、平成15年4月1日より施行する。  
この規程は、平成18年3月22日一部改正し、平成18年4月1日から施行する。  
この規程は、平成19年3月28日一部改正し、平成19年4月1日から施行する。  
この規程は、平成23年3月28日一部改正し、平成23年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年8月28日一部改正し、平成27年4月1日より遡及して施行する。  
この規程は、平成29年5月29日一部改正し、平成29年4月1日より遡及して施行する。